総会議事録

- 1. 開催日時 平成27年5月15日(金) 午前9時30分
- 2. 開催場所 瀬戸内市役所 二階大会議室
- 3. 農業委員 27名中27名出席し、その氏名は次のとおり

1番 國 岡 道 夫 2番 太 田 修 3番 松 本 英 樹 4番 尾 上 昭 則 5番 小 西 勝 6番 髙 原 敏 正 正 7番 大 河 原 誠 8番 大 森 一 廣 9番 片 岡 一 矢 10番 木 下 泉 11番 宇津木 利 正 12番 太 田 一 己 13番 Ш 野 実 重 14番 河 﨑 繁 15番 雪 上 勳 16番 17番 髙 原 峯 夫 18番 大森茂利 古 澤 直 通 19番 藤澤美芳 20番 長 船 裕 一 21番 永 守 修 久 山 英 之 23番 上村 善 亮 黒 22番 24番 石 五. 月 25番 大 内 美智子 26番 原 野 健 一 27番 石 原 芳 高

4. 議事に参与した者

 事務局長
 日並
 洋一郎

 事務局
 河原
 克仁

 事務局
 心光
 浩太

5. 議事内容

報告事項 農地法許可に係る専決処分について

第1号議案 農地法第3条許可申請について

第2号議案 農地法第5条許可申請について

第3号議案 農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画について(利用 権設定・利用権移転)

その他

事務局 開会を宣言する(午前9時30分)

定刻になりましたのでただ今から平成27年度瀬戸内市農業委員会、 第2回の総会を始めさせていただきます。

まずはじめに木下会長よりごあいさつを申し上げます。

議長(会長) おはようございます。平成27年度第2回目の農業委員会総会という ことでご案内申し上げましたところ、農作業の忙しい中ご出席をいた だきまして誠にありがとうございます。本日は案件が若干少なめでご ざいます。簡単ではございますがごあいさつとさせていただきます。

事務局長 ただいま出席委員数は27名で、瀬戸内市農業委員会総会議事規則第7条により、この総会が成立していることをご報告いたします。 以降の議事の進行につきましては木下会長よろしくお願いします。

議 長 それでは本日の議事録署名委員さんを指名させて頂きます。本日の署 名委員さんに16番・古澤委員さん、17番・髙原委員さん、よろし くお願致します。

それでは、続きまして議題の方に入らせて頂きます。

最初に、報告事項 農地法許可に係る専決処分について、事務局から 説明をお願いします。

事 務 局 それでは本日の議案の説明に入らせて頂きます。座って説明させて頂きます。

1頁目の農地転用許可に係る専決処分についてです。平成27年度瀬戸内市農業委員会第1回総会で農地転用許可相当と議決されました■

■■■外8件について、岡山県農業会議に諮問いたしましたところ、

平成27年4月28日付けで許可が適当であるとの意見答申がありましたので、農業委員会会長専決規程第2条第1号の規定により、許可の決定及び指令書の交付を専決処分致しましたので、ご報告したものでございます。

以上で事務局より報告事項の説明を終わります。

議 長 はい、ありがとうございました。ただ今の報告事項につきまして何か ご意見、ご質問がございましたらお願いいたします。 (意見なし)

議 長 それでは、ご意見がないようですので、この件につきましては、以上 報告承認とさせて頂きます。

> それでは、続きまして第1号議案、農地法第3条許可申請について、 事務局の説明をお願いします。

事務局 引き続き資料2頁目から説明させていただきます。農地法第3条許可申請についてでございます。

【1番案件】

譲受人「■■■■番地■ ■■■■ ■歳 ■■■」。譲渡人「■■

■番地■ ■■■ ■歳 ■■」。農地の所在地「■■■」。登記、現況地目は共に「畑」。面積は146㎡。農地の所在地「牛窓町千手11-1」。登記、現況地目は共に「畑」。面積は451㎡。農地の所在地「■■■■」。登記、現況地目は共に「田」。面積は895㎡。農地の所在地「■■■■」。登記、現況地目は共に「田」。面積は1,594㎡。農地の所在地「■■■」。登記、現況地目は共に「畑」。面積は763㎡。農地の所在地「■■■」。登記、現況地目は共に「畑」。面積は763㎡。農地の所在地「■■■」。登記、現況地目は共に「畑」。面積は1,657㎡。譲受人の農地までの距離は500m。耕作面積は5,345㎡。家族数は7名、内耕作者数は5名です。取得の理由は「増反」によるもの。譲渡理由は「相手方の要望」によるもの。なお所有権移転で10aあたり■■となっております。

第2項第1号について、譲受人の「■■■■」さんは、経営農地を全て適切に耕作、管理するに十分な機械の能力を保有しており、農作業に従事する家族の状況等から、耕作の事業に供すべき農地の全てを効率的に利用できるものと見込まれます。

第2項第2号について、譲受人は法人でありますが農業生産法人の要件を満たしているので問題はありません。

第2項第3号について、信託ではないので適用はありません。

第2項第4号について、譲受人は農作業を行なう必要がある日数について、農作業に従事すると見込まれます。

第2項第5号について、譲受人が耕作の事業に供すべき農地は当該地 区の下限面積を越えております。

第2項第6号について、許可申請に係る農地は譲渡人の所有農地であり、転貸には当たりません。

第2項第7号について、申請地はこれまでも譲受人の「■■■■」さんが利用権を設定し、田として耕作しており、譲受後も同様に田として耕作を行なうことから、本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。なお、事務局と担当委員の■■委員さんとで現地調査を行ない、周辺の農地の利用状況等を確認済です。

以上のことから、農地法第3条第2項各号には該当していないため、 許可要件の全てを満たしていると考えます。

【2番案件】

譲受人「■■■■番地■ ■■■ ■歳 ■■■」。譲渡人「■■ ■番地■ ■■■ ■歳 ■■■」。農地の所在地「■■■ ■」。登記、現況地目は共に「牧場」。面積は4,241㎡。農地の所在 地「■■■」。登記、現況地目は共に「牧場」。面積は9,455㎡。 農地の所在地「■■■■」。登記、現況地目は共に「畑」。面積は 1,098㎡。農地の所在地「■■■」。登記、現況地目は共に「田」。面積は508㎡。農地の所在地「■■■」。登記、現況地目は共に「田」。面積は234㎡。農地の所在地「■■■」。登記、現況地目は共に「畑」。面積は1,635㎡。農地の所在地「■■■」。登記、現況地目は共に「畑」。面積は481㎡。農地の所在地「■■■」。登記、現況地目は共に「畑」。面積は481㎡。農地の所在地「■■■」。登記、現況地目は共に「畑」。面積は536㎡。譲受人の農地までの距離は500m。耕作面積は5,345㎡。譲受人の家族数は7名で内耕作者数は5名です。譲受人の取得理由は「贈与」によるもの。譲渡理由は「相手方の要望」によるもの。なお所有権移転するもので10aあたり■■となっております。第2項第1号について、譲受人の「■■■」さんは、経営農地を全て適切に耕作、管理するに十分な機械の能力を保有しており、農作業に従事する家族の状況等から、耕作の事業に供すべき農地の全てを効率的に利用できるものと見込まれます。第2項第2号について、譲受人は法人でありますが農業生産法人の要件を満たしているので問題はありません。

第2項第3号について、信託ではないので適用はありません。

第2項第4号について、譲受人は農作業を行なう必要がある日数について、農作業に従事すると見込まれます。

第2項第5号について、譲受人が耕作の事業に供すべき農地は当該地 区の下限面積を越えております。

第2項第6号について、許可申請に係る農地は譲渡人の所有農地であり、転貸には当たりません。

第2項第7号について、申請地はこれまでも譲受人の「■■■■」さんが利用権を設定し、田として耕作しており、譲受後も同様に田として耕作を行なうことから、本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。なお、事務局と担当委員の■■委員さんとで現地調査を行ない、周辺の農地の利用状況等を確認済です。

以上のことから、農地法第3条第2項各号には該当していないため、 許可要件の全てを満たしていると考えます。

【 3 番案件】

譲受人「■■■番地■ ■■■ ■歳 ■■■」。譲渡人「■■■番地■ ■歳 ■■」。農地の所在地「■■■■」。登記、現況地目は「牧場」。面積は1,249㎡です。譲受人の農地までの距離は500m。耕作面積は5,345㎡。譲受人の家族数は7名で内耕作者数は5名です。取得の理由は「増反」によるもの。譲渡理由は「相手方の要望」によるもの。なお所有権移転するもので10aあたり■■となっております。

第2項第1号について、譲受人の「■■■■」さんは、経営農地を全て適切に耕作、管理するに十分な機械の能力を保有しており、農作業に従事する家族の状況等から、耕作の事業に供すべき農地の全てを効率的に利用できるものと見込まれます。

第2項第2号について、譲受人は法人でありますが農業生産法人の要件を満たしているので問題はありません。

第2項第3号について、信託ではないので適用はありません。

第2項第4号について、譲受人は農作業を行なう必要がある日数について、農作業に従事すると見込まれます。

第2項第5号について、譲受人が耕作の事業に供すべき農地は当該地区の下限面積を越えております。

第2項第6号について、許可申請に係る農地は譲渡人の所有農地であり、転貸には当たりません。

第2項第7号について、申請地はこれまでも譲受人の「■■■■」さんが利用権を設定し、田として耕作しており、譲受後も同様に田として耕作を行なうことから、本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。なお、事務局と担当委員の■■委員さんとで現地調査を行ない、周辺の農地の利用状況等を確認済です。

以上のことから、農地法第3条第2項各号には該当していないため、 許可要件の全てを満たしていると考えます。

【4番案件】

譲受人「■■■■番地■ ■■■■ ■歳 ■■■」。譲渡人「■■ ■■番地■ ■■■■ ■歳 ■■■」。農地の所在地「■■■ ■」。登記、現況地目は「田」。面積は57㎡。農地の所在地「**■■■** ■」。登記、現況地目は「田」。面積は191㎡。農地の所在地「■■ ■■」。登記、現況地目は「田」。面積は121㎡。農地の所在地「■ ■■■」。登記、現況地目は「田」。面積は80㎡。農地の所在地「■ ■■■」。登記、現況地目は「田」。面積は105㎡。農地の所在地 「■■■■」。登記、現況地目は「田」。面積は160㎡。農地の所在 地「■■■■」。登記、現況地目は「田」。面積は311㎡。農地の所 在地「■■■■」。登記、現況地目は「田」。面積は509㎡。農地の 所在地「■■■■」。登記、現況地目は「畑」。面積は317㎡。農地 の所在地「■■■■」。登記、現況地目は「畑」。面積は186㎡。譲 受人の農地までの距離は200m。耕作面積は23,891㎡です。譲受人の 家族数は1名で内耕作者数も1名です。取得の理由は「贈与」によるも の。譲渡理由は「相手方の要望」によるものです。なお所有権移転で 10aあたり■■となっております。

第2項第1号について、譲受人の「■■■■」さんは、長年の農作業経験があり、現在の経営農地は全て適切に耕作、管理されており、保有している機械の能力、農作業に従事する家族の状況等から、耕作の事業に供すべき農地の全てを効率的に利用できるものと見込まれます。

第2項第2号について、譲受人は法人でありますが農業生産法人の要件を満たしているので問題はありません。

第2項第3号について、信託ではないので適用はありません。

第2項第4号について、譲受人は農作業を行なう必要がある日数について、農作業に従事すると見込まれます。

第2項第5号について、譲受人が耕作の事業に供すべき農地は当該地区の下限面積を越えております。

第2項第6号について、許可申請に係る農地は譲渡人の所有農地であり、転貸には当たりません。

第2項第7号について、申請地はこれまでも譲受人の「■■■■」さんが利用権を設定し、畑として耕作しており、譲受後も同様に畑として耕作を行なうことから、本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。なお、事務局と担当委員の■■委員さんとで現地調査を行ない、周辺の農地の利用状況等を確認済です。

以上のことから、農地法第3条第2項各号には該当していないため、 許可要件の全てを満たしていると考えます。

【5番案件】

譲受人「■■■■番地■ ■■■ ■歳 ■■■」。譲渡人「■■■番地■ ■最 ■■■」。農地の所在地「■■■■」。登記、現況地目は「田」。面積は398㎡。譲受人の農地までの距離は200mで耕作面積は6,167㎡です。譲受人の家族数は4名で内耕作者数は2名です。譲受人の取得理由は「増反」によるものです。譲渡理由は「相手方の要望」によるものです。なお所有権移転するもので10aあたり■■万円となっております。

第2項第1号について、譲受人の「■■■■」さんは、長年の農作業経験があり、現在の経営農地は全て適切に耕作、管理されており、保有している機械の能力、農作業に従事する家族の状況等から、耕作の事業に供すべき農地の全てを効率的に利用できるものと見込まれます。

第2項第2号について、譲受人は個人でありますので、適用はありません。

第2項第3号について、信託ではないので適用はありません。

第2項第4号について、譲受人は農作業を行なう必要がある日数について、農作業に従事すると見込まれます。

第2項第5号について、譲受人が耕作の事業に供すべき農地は当該地 区の下限面積を越えております。

第2項第6号について、許可申請に係る農地は譲渡人の所有農地であり、転貸には当たりません。

第2項第7号について、申請地はこれまでも譲受人の「■■■■」さんが利用権を設定し、田として耕作しており、譲受後も同様に田として耕作を行なうことから、本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。なお、事務局と担当委員の■■委員さんとで現地調査を行ない、周辺の農地の利用状況等を確認済です。

以上のことから、農地法第3条第2項各号には該当していないため、 許可要件の全てを満たしていると考えます。

【6番案件】

譲受人「■■■■番地■ ■歳 ■■■」。譲渡人「■■■番地■ ■歳 ■■■」。農地の所在地「■■■■」。登記、現況地目は「畑」。面積は605㎡。譲受人の農地までの距離は2,500mで耕作面積は2,366㎡です。家族数及び耕作者数は1名です。譲受人の取得の理由は「増反」によるもの。譲渡理由は「相手方の要望」によるものです。なお所有権移転するもので10aあたり■■となっております。

第2項第1号について、譲受人の「■■■■」さんは、長年の農作業経験があり、現在の経営農地は全て適切に耕作、管理されており、保有している機械の能力、農作業に従事する家族の状況等から、耕作の事業に供すべき農地の全てを効率的に利用できるものと見込まれます。

第2項第2号について、譲受人は個人でありますので、適用はありません。

第2項第3号について、信託ではないので適用はありません。

第2項第4号について、譲受人は農作業を行なう必要がある日数について、農作業に従事すると見込まれます。

第2項第5号について、譲受人が耕作の事業に供すべき農地は当該地 区の下限面積を越えております。

第2項第6号について、許可申請に係る農地は譲渡人の所有農地であり、転貸には当たりません。

第2項第7号について、申請地はこれまでも譲受人の「■■■■」さんが利用権を設定し、畑として耕作しており、譲受後も同様に畑とし

て耕作を行なうことから、本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。なお、事務局と担当委員の■■委員さんとで現地調査を行ない、 周辺の農地の利用状況等を確認済です。

以上のことから、農地法第3条第2項各号には該当していないため、 許可要件の全てを満たしていると考えます。

- 議 長 はい、ありがとうございます。事務局の説明が終わりました。続きま して、担当委員さんのご意見を伺いたいと思います。まず1番から3番 案件の担当委員さん、■番・■■委員さん、お願いします。
- ■番 委 員 ■番■■でございます。1番案件、3番案件については、譲渡人は■■ 県在住であり遠方ということで農地を管理できないため今回の所有 権移転に至りました。2番案件については譲渡人のお孫さんへの贈与 ということです。3件とも問題はございませんのでよろしくお願いい たします。
- 議 長 はい、ありがとうございました。

それでは続きまして、4番案件の担当委員さん、■番・■■委員さん お願いします。

- ■番■■です。4番案件につきまして、譲渡人の■■さんの住所は「■■■」となっていますが実際には出ておられて年に1、2回しか帰ってきておりません。今回の農地を市内在住の■■さんに譲ることで耕作放棄地の発生を防げるということでよろしくお願いします。
- 議長はい、ありがとうございました。

それでは続きまして、5番案件の担当委員さん、■番・■■委員さん お願いします。

- ■番委員 5番案件についてご説明いたします。譲渡人■■■は私の同級生でして、若くして亡くなったんですが、その後管理人さんの手に渡っているという現状です。譲受人の■■さんは自分の農地へいくのに当該地の畦を通路にしており、今回の移転を機に畦として利用する一方、現在荒れている当該地の草刈り等も行い管理をしていこうと考えています。非常にいいことだと思います。問題ございません。よろしくお願いします。
- 議 長 はい、ありがとうございました。

それでは続きまして、6番案件の担当委員さん、■番・■■委員さん お願いします。

■番委員 6番案件についてご説明させていただきます。この農地は■■さんが 現在管理をしております。■■さんは高齢で、また■■在住のため管 理が難しく、今後のことも考え現在管理をしている■■さんに譲ると いうことです。よろしくお願いします。 議長はい、ありがとうございました。

それでは担当委員さんの説明が終わりました。何か質問がありました らお願いいたします。

■番委員 6番案件ですが、「耕作面積」欄で農地取得のための下限面積要件を 下回っておりますが、説明をお願いします。

事務局 基本的には5,000㎡が下限面積となっております。6番案件につき譲受人の耕作面積が2,366㎡となっており、今回の3条による取得面積が605㎡となっております。それから5頁目の3号議案で出てくるのですが、■■■さんが今回利用権の設定を2筆受けるようになっています。それらをすべて合算すると5,006㎡となり、5,000㎡以上の要件をクリアします。

■番委員 わかりました。

議 長 ほかに何かありますか。

意見ないようですので、採決に入らせて頂きます。

特に問題は無いようですので一括して採決させて頂きます。ただ今の 第1号議案農地法第3条許可申請について、1番から6番案件につき まして、許可に賛成の方、挙手願います。

(賛成者举手)

議 長 はい、全員賛成ということで、許可を決定させて頂きます。 それでは、続きまして第2号議案、農地法第5条許可申請について、 事務局の説明をお願いします。

事務局 それでは第3号議案、農地法第5条許可申請についてご説明いたします。3ページ目中段をご覧ください。

【1番案件】

【2番案件】

 地の所在地「■■■」。地目は「田」。面積は4.22㎡。土地の所在地「■■■」。地目は「畑」。面積は378㎡。転用目的は「建売住宅」です。施設の概要は「建売住宅 2棟 147.34㎡」です。建坪率は、27.90%です。農地区分は第2種農地で、10aあたりの収量は上から■■、■■となっております。資金は、自己資金■■。隣地の被害は無。なお、所有権を移転するもので、10aあたり■■となっております。転用農地は農用地区域外農地となっております。場所につきましては資料7ページをご覧下さい。■■■■から■の方向に約400mのところに位置しております。

以上で事務局からの説明を終わります。

- 議 長 はい、それでは続きまして、担当委員さんのご意見をお願いしたいと 思います。まず1番案件の担当委員さん、■番・■■委員さん、お願 いいたします。
- ■番委員 ■番、■■です。1番案件ですが、借人、貸人の間柄は親子でございまして、借人が、父親である貸人の土地に住宅を建てるということでございます。排水などについても地元と折り合いがついておりまして、何も問題ございません。よろしくお願いします。
- 議 長 はい、ありがとうございました。それでは、2番案件については■■ ■が説明いたします。
- ■番委員 この案件ですが、7頁の図面にもありますように、申請地の■側に雑種地がありますが、雑種地とはいいながらもう既にここは道路というような現況です。ここは近くにある■■■の所有する土地ということで、ここを通らないと申請地に入れないため、話し合いにかなり時間を要していました。河原さんはアジアホームの代表取締役でありながらなかなか許可をとるに至らず、今回お宮の役員さん皆さんの承諾がいただけるということでこの申請が出ているわけです。地元の役員さんとも折り合いがついているようで特に問題はないと思います。よろしくお願いいたします。
- 議 長 ただいまの第2号議案につきまして皆さんのご意見をお願いしたいと 思います。何かご意見、ご質問ありましたらお願いいたします。 (意見なし)
- 議 長 はい、ご意見ないようですので、採決に入らせて頂きます。 第2号議案、農地法第5条許可申請について、1番、2番の許可に賛 成の方は挙手をお願いします。

(賛成者举手)

はい、全員賛成ということで、許可を決定いたします。続きまして第3号議案、農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画について(利用権設定、利用権移転)ということで、事務局の説明をお願い

します。

事務局 それでは第3号議案農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画についてご説明いたします。資料4,5ページをご覧ください。

【第3号議案農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画を議 案書をもとに朗読】

議 長 はい、ただ今の3号議案につきまして何かご意見、ご質問がございま したらお願いいたします。

(意見なし)

議 長 ご意見ないようですので、第3号議案につきましては、以上、報告承 認とさせて頂きます。

それでは最後のその他の項目に入らせて頂きます。事務局の方お願い します。

事 務 局 次回の農業委員会の総会のご案内をさせて頂きます。次回は、6月 16日火曜日の午前9時30分から、瀬戸内市役2階の大会議室にて開催の 予定といたしております。また、今後の予定を申し上げますと、7月 16日木曜日に開催予定です。事務局からは以上です。

議 長 それではご意見もないようですので、これをもちまして、平成27年度 第2回総会を閉会とさせて頂きます。

ありがとうございました。

(午前10時06分 閉会)

上記議事録を作成し、その相違ないことを証するためここに署名押印する。

平成27年5月15日

議 長

署名委員

署名委員